



鳥取県公報

令和8年2月27日（金）
号外第15号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7）（子育て王国課）・・・・・・・・・3

公布された規則のあらまし

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対して行われた健康診査の内容が児童福祉施設の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、児童福祉施設の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされるとともに、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に置かなければならないこととされる職員の任用要件が見直されること等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、乳幼児に対して行われた健康診査の内容が指定児童発達支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、指定児童発達支援事業者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正

- ア 乳幼児に対して行われた健康診査の内容が乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設（以下「保育所等」という。）の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるものとする。
- イ 乳児院等の長、母子支援員、児童指導員、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の任用要件に、新たにこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えるとともに、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の任用要件に、新たに精神保健福祉士の資格を有する者を加える。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正

乳幼児に対して行われた健康診査の内容が指定児童発達支援事業者等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、指定児童発達支援事業者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(3) 施行期日は、令和8年3月1日とする(1)イに関する事項及び(1)ウに関する事項の一部を除き、公布の日とする。

規 則

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前					
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)					
項目	基準	項目	基準				
略	略	略	略				
サービスの提供	<p>1～10 略</p> <p>11 乳幼児に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。以下同じ。)</u>(以下「<u>健康診断等</u>」という。)の結果を把握した場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td> <td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td> <td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断	サービスの提供	<p>1～10 略</p> <p>11 乳幼児に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、<u>児童相談所等において行われた健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断が乳幼児に対する入所時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u></p>
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断						
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断						

12～17 略
略

12～17 略
略

別表第3 (第5条関係)

項目	基準						
略							
サービスの提供	<p>1～8 略</p> <p>9 利用者に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握した場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>定期健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td> <td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>10～14 略</p>	略		児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断
略							
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断						
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断						
略							

別表第3 (第5条関係)

項目	基準				
略					
サービスの提供	<p>1～8 略</p> <p>9 利用者に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td>定期健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>10～14 略</p>	略		児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断
略					
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断				
略					

別表第4 (第6条関係)

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～9 略</p> <p>10 児童に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握した場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると</p>

別表第4 (第6条関係)

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～9 略</p> <p>10 児童に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、他の保育所等における転入前の健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断が児童に対する入所時の健康診断の全部又は一部に相当すると認</p>

認められるときは、 <u>同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>	
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断
11～15 略	
略	

められるときは、全部又は一部を行わないことができる。	
11～15 略	
略	

別表第6（第8条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	1～13 略 14 児童に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握した場合であって、 <u>当該健康診断等</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。
略	
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断
15～20 略	
略	

別表第6（第8条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	1～13 略 14 児童に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、 <u>当該健康診断</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。
略	
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断
15～20 略	
略	

別表第7（第9条関係）

1 福祉型障害児入所施設

別表第7（第9条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準						
略							
サービスの提供	1～12 略 13 入所者に対し、入所時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は入所者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握した場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所者が通学する学校における健康診断</td> <td>必要の都度の健康診断</td> </tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td> <td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断又は必要の都度の健康診断</td> </tr> </tbody> </table>		略		入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断	乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断又は必要の都度の健康診断
略							
入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断						
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断又は必要の都度の健康診断						
14～21 略							
略							

2 医療型障害児入所施設

項目	基準				
略					
サービスの提供	1～12 略 13 入所者に対し、入所時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は入所者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握した場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所者が通学す</td> <td>必要の都度の健</td> </tr> </tbody> </table>		略		入所者が通学す	必要の都度の健
略					
入所者が通学す	必要の都度の健				

区分	基準				
略					
サービスの提供	1～12 略 13 入所者に対し、入所時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は入所者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所者が通学する学校における健康診断</td> <td>必要の都度の健康診断</td> </tr> </tbody> </table>		略		入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断
略					
入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断				
14～21 略					
略					

2 医療型障害児入所施設

区分	基準				
略					
サービスの提供	1～12 略 13 入所者に対し、入所時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は入所者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所者が通学す</td> <td>必要の都度の健</td> </tr> </tbody> </table>		略		入所者が通学す	必要の都度の健
略					
入所者が通学す	必要の都度の健				

	る学校における健康診断	康診断
	乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断又は必要の都度の健康診断
14～20 略		
略		

	る学校における健康診断	康診断
14～20 略		
略		

別表第8 (第10条関係)

項目	基準						
略							
サービスの提供	1～9 略 10 利用者に対し、通所開始時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は、利用者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握した場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>利用者が通学する学校における健康診断</td> <td>必要の都度の健康診断</td> </tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td> <td>通所開始した乳幼児に対する通所開始時の健康診断又は必要の都度の健康診断</td> </tr> </table>		略		利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断	乳幼児に対する健康診査	通所開始した乳幼児に対する通所開始時の健康診断又は必要の都度の健康診断
略							
利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断						
乳幼児に対する健康診査	通所開始した乳幼児に対する通所開始時の健康診断又は必要の都度の健康診断						
11～15 略							
略							

別表第8 (第10条関係)

区分	基準						
略							
サービスの提供	1～9 略 10 利用者に対し、通所開始時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は、利用者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>利用者が通学する学校における健康診断</td> <td>必要の都度の健康診断</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		略		利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断		
略							
利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断						
11～15 略							
略							

別表第9 (第11条関係)

項目	基準
略	
サービスの提供	1～10 略 11 児童に対し、入所時の健康診断、

別表第9 (第11条関係)

項目	基準
略	
サービスの提供	1～10 略 11 児童に対し、入所時の健康診断、

供	<p>1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断等の結果</u>を把握した場合であって、<u>当該健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">児童が通学する学校における健康診断</td> <td style="width: 50%;">定期健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">乳幼児に対する健康診査</td> <td style="border: 2px solid black;">入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">12～17 略</p>	略		児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断
略							
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断						
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断						
略							

供	<p>1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断の結果</u>を把握した場合であって、<u>当該健康診断</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">児童が通学する学校における健康診断</td> <td style="width: 50%;">定期健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">12～17 略</p>	略		児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断		
略							
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断						
略							

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）</u>が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設を適切に運営する能力を有するものであること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 5年以上（<u>人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者</u>にあつては、3年以上）児童自立支援専門員の職にあつた者又は児童自立支援事業に従事した者</p>

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、<u>国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）</u>が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設を適切に運営する能力を有するものであること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 5年以上（<u>養成所を卒業した者</u>にあつては、3年以上）児童自立支援専門員の職にあつた者又は児童自立支援事業に従事した者</p>

<p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>人材育成センター</u>又は知事の指定する児童自立支援専門員を養成する施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>7～10 略</p> <p>略</p>	<p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>養成所</u>又は知事の指定する児童自立支援専門員を養成する施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>7～10 略</p> <p>略</p>
--	---

第2条 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	<p>1～5 略</p> <p>6 施設の長は、知事が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であつて、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2の2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>7・8 略</p> <p>9 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p>	職員の配置	<p>1～5 略</p> <p>6 施設の長は、知事が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であつて、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>7・8 略</p> <p>9 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p>

10 略
略

別表第3 (第5条関係)

項目	基準
職員の配置	1～4 略 5 施設の長は、知事が指定する者が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であって、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。 (1)・(2) 略 <u>(2の2) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) 略 6 略 7 母子支援員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(4) 略 <u>(4の2) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (5) 略 8・9 略
略	

別表第6 (第8条関係)

項目	基準
職員の配置	1～5 略 6 施設の長は、知事が指定する者が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であって、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。 (1)・(2) 略 <u>(2の2) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) 略 7 略 8 児童指導員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(3) 略

10 略
略

別表第3 (第5条関係)

項目	基準
職員の配置	1～4 略 5 施設の長は、知事が指定する者が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であって、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。 (1)・(2) 略 (3)・(4) 略 6 略 7 母子支援員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(4) 略 (5) 略 8・9 略
略	

別表第6 (第8条関係)

項目	基準
職員の配置	1～5 略 6 施設の長は、知事が指定する者が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であって、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。 (1)・(2) 略 (3)・(4) 略 7 略 8 児童指導員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(3) 略

	<p>(3の2) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>9 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>10・11 略</p>
略	

	<p>(4)～(7) 略</p> <p>9 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>10・11 略</p>
略	

別表第9 (第11条関係)

項目	基準
職員の配置	1～3 略
	4 施設の長は、知事が指定する者が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であって、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。 (1)・(2) 略 <u>(2の2) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) 略
	5～7 略
	8 家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。
9 略	
略	

別表第9 (第11条関係)

項目	基準
職員の配置	1～3 略
	4 施設の長は、知事が指定する者が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であって、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。 (1)・(2) 略 (3)・(4) 略
	5～7 略
	8 家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u> 、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。
9 略	
略	

別表第10 (第12条関係)

項目	基準
職員の配置	1～3 略
	4 施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センター(以下「人材育成センター」という。)が行う施設の運営に関し必要な知識を

別表第10 (第12条関係)

項目	基準
職員の配置	1～3 略
	4 施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センター(以下「人材育成センター」という。)が行う施設の運営に関し必要な知識を

	<p>習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設を適切に運営する能力を有するものであること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2の2) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2の2) 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>(2の3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>7 児童生活支援員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2の2) 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>(2の3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>8 家庭支援専門相談員は、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>9・10 略</p>
	略

別表第12 (第14条関係)

項目	基準
職員の配置	<p>1 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をい</p>

	<p>習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設を適切に運営する能力を有するものであること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>7 児童生活支援員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>8 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>9・10 略</p>
	略

別表第12 (第14条関係)

項目	基準
職員の配置	<p>1 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をい</p>

<p>う。以下この項において同じ。) の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等 (省令第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この項において同じ。) 若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの</p> <p>(3) 略 2～5 略</p> <p>略</p>	<p>う。以下この項において同じ。) の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等 (<u>児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) 第1条の10</u>に規定する養育者等をいう。以下この項において同じ。) 若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの</p> <p>(3) 略 2～5 略</p> <p>略</p>
--	---

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則 (平成25年鳥取県規則第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
1 児童発達支援		1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	<p>1～21 略</p> <p>22 児童発達支援センターは、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、利用者に対し、通所開始時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法 (昭和33年法律第56号) に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は利用者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査 (<u>母子保健法 (昭和40年法律第141号) 第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。以下同じ。)</u> (以下「健康診断等」という。) の結果を把握した場合であって、<u>当該健康診断等</u>がそれぞれ同表</p>	サービスの提供	<p>1～21 略</p> <p>22 児童発達支援センターは、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、利用者に対し、通所開始時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法 (昭和33年法律第56号) に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は利用者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、<u>当該健康診断</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p>

の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

略	
利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	通所開始した乳幼児に対する通所開始時の健康診断又は必要の都度の健康診断

23～45 略

略

2～4 略

別表第10（第4条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準						
略							
サービスの提供	<p>1～24 略</p> <p>25 常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対し、入所時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は入所者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握した場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> <tr> <td>入所者が通学する学校における健康診断</td> <td>必要の都度の健康診断</td> </tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td> <td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断又は必要の都度の健康診断</td> </tr> </table>	略		入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断	乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断又は必要の都度の健康診断
略							
入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断						
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断又は必要の都度の健康診断						

略	
利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断

23～45 略

略

2～4 略

別表第10（第4条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準				
略					
サービスの提供	<p>1～24 略</p> <p>25 常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対し、入所時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は入所者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> <tr> <td>入所者が通学する学校における健康診断</td> <td>必要の都度の健康診断</td> </tr> </table>	略		入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断
略					
入所者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断				

<table border="1"><tr><td data-bbox="209 192 344 282"></td><td data-bbox="344 192 810 282">康診断 26～50 略</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="209 282 810 327">略</td></tr></table>		康診断 26～50 略	略		<table border="1"><tr><td data-bbox="810 192 946 282"></td><td data-bbox="946 192 1414 282">26～50 略</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="810 282 1414 327">略</td></tr></table>		26～50 略	略	
	康診断 26～50 略								
略									
	26～50 略								
略									
2 略	2 略								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年3月1日から施行する。